# 個品割賦販売取引に関する 個人情報の取扱規約 (Vision WiMAX用)

令和4年7月1日

株式会社ビジョン

# (個人情報の収集・保有・利用)

#### 第1条

- 1 契約者(本契約の申込者を含むものとします。以下同じとします。)は、「個品割賦販売契約約款(Vision Wimax用)」に基づき株式会社ビジョン(以下「当社」といいます。)との間で締結する個品割賦販売取引に関する契約(以下「本契約」といいます。)を含む当社との取引を行うにあたり、当社が、与信判断及び与信後の管理のため、次の各号に定める情報(以下「個人情報」といいます。)を、保護措置を講じた上で収集、保有又は利用することに同意していただきます。
- (1) 所定の申込書に契約者が記載した氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転 免許証等の記号番号、収入、負債、家族構成等
- (2) 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数
- (3) 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- (4)本契約に関する契約者の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、当 社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- 2 契約者は、前項に規定する目的のほか、次の各号に定める目的のために当社が個人情報を利用すること に同意していただきます。
- (1) 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務
- (2) アンケート調査に関する業務
- (3) 利用促進等を目的とした商品、キャンペーンに関する業務
- (4) 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務

# (個人信用情報機関への照会・登録)

## 第2条

- 1 契約者は、本契約の履行にあたり、当社が、加入信用情報機関(当社が加入する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加入会員に対する当該情報の提供を業とする者をいいます。以下同じとします。)及び提携信用情報機関(加入信用情報機関と提携する個人信用情報機関をいいます。以下同じとします。)に契約者の個人情報の登録の有無を照会し、契約者の個人情報が登録されている場合には、契約者の支払能力及び返済能力の調査のために、当該機関から当該個人情報の提供を受けそれを利用することに同意していただきます。
- 2 契約者は、契約者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加入信用情報機関に下表に定める期間を超えない期間登録され、加入信用情報機関及び提携信用情報機関の加入会員により、契約者の支払能力及び返済能力に関する調査のために利用されることに同意していただきます。

登録情報	登録の期間
①本契約に係る申込みをした事実	当社が加入信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了日から5年間

- 3 加入信用情報機関は、株式会社シー・アイ・シーとします。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加入し、登録・利用する場合、当社は、当社が別に定める方法により通知し、同意を得るものとします。
- 4 加入信用情報機関に登録される情報は、次の各号に定めるとおりです。
- (1)氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定 するための情報、等
- (2)契約の種類、契約日、契約額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、 等
- (3) 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等
- (4) 支払い状況に関する情報について苦情等があり(支払停止抗弁の申し出を含む。)調査中である旨

#### (個人情報の開示・訂正・削除)

#### 第3条

- 1 契約者は、当社及び加入信用情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。この場合において、開示の請求は、次のとおり行っていただきます。
- (1)当社に開示を求める場合には、当社の個人情報開示相談窓口に申告いただきます。この場合において、 開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)は、当該窓口でご案内します。
- (2) 加入信用情報機関に開示を求める場合には、加入信用情報機関に連絡していただきます。
- 2 個人情報の内容が事実でないことが判明した場合は、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

#### (本同意条項に不同意の場合)

#### 第4条

当社は、契約者が本契約に必要な記載事項(本契約の申込書において契約者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約の締結をお断りします。

### (利用・提供中止の申出)

#### 第5条

当社は、第1条第2項により同意いただいた範囲内で当社が個人情報を利用し、又は提供している場合であっても、契約者から、当社からのダイレクトメールの発送について中止の申出があった場合、それ以降、当社からのダイレクトメールの発送を中止する措置をとります。

#### (個人情報の取り扱いに関する問合せ等の窓口)

#### 第6条

個人情報の開示、訂正、削除、ダイレクトメールの発送中止その他の申出については、別紙に掲げるお問合せ窓口に行っていただきます。

当社は、購入者に対する個品割賦販売契約に基づく債権(第13条(手数料の負担)に規定する手数料その他一切の債権を含みます。)をVision WiMAX約款に規定する料金回収会社(以下、単に「料金回収会社」といいます。)に譲渡するものとします。この場合、当社は、当該債権について、Vision WiMAXサービスに関する料金その他の債務に準じて取り扱います。

#### (本契約が不成立の場合)

## 第7条

本契約が不成立になった場合であっても、その申込みをした事実及びその申込みをした者の個人情報は、第 1条及び第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されます。購入者は、賦払金を、本申込書等に記載の支払期日(以下「支払期日」といいます。)までに、本申込書に記載の支払方法により、に支払うものとします。

#### (条項の変更)

#### 第8条

- 1 当社は、合理的と認められる範囲で本規約を変更することがあります。この場合、本契約には変更後の本規約が適用されるものとします。
- 2 当社は、本規約を変更する場合は、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

# ■加入信用情報機関

株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法・貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

電話番号: 0120-810-414 (無料) \*携帯電話、PHS、IP 電話からはご利用になれません

URL : https://www.cic.co.jp/

※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください

# ■当社相談窓口

Vision WiMAXお客様サポートセンター

電話番号:0120-410-876(通話料無料) 受付時間:9:00~19:00